

「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」素案に係るパブリック・コメント等に対する対応状況

※意見反映区分：

「A」最終案への反映を行ったもの（素案の内容と同趣旨のものを含む）／「B」計画の実行の段階で検討するもの／「C」最終案への反映が困難なものや質問であ
るもの／「D」素案の内容に関する感想

※同じ意見であっても、意見を提出された方・団体等が異なる場合は、それぞれ掲載しています。

番号	ご意見の内容	ご意見反映区分※	ご意見への対応
1	P1 「平成27年3月末現在9事業所から宣言があり、女性が活躍しやすい職場環境の整備の必要性に対する理解が高まりました。」と記載されているが、後段で、「総実労働時間や年次有給休暇取得率が全国平均からみると下位グループにあります。」という記載があり、職場環境の整備の必要性に対する理解が高まったとは言えない。	A	「平成27年3月末現在9事業所から宣言があり、女性が活躍しやすい職場環境の整備の必要性に対する理解が高まりつつあります。」 「このような取組を通じて、企業・労働者双方の労働時間短縮の取組や育児・介護休業等の取得促進に対する意識が高まりつつありますが、総実労働時間や年次有給休暇取得率が全国平均からみると下位グループにあり、更なる意識の醸成が必要です。」に修正します。
2	P2 「男女間の賃金格差や女性の非正規雇用割合の高さなどに起因する「女性の貧困」が顕在化し」では、貧困の基準といったものさしがあるのか。なければ安易に使うべきではないのだろうか。「男女間の賃金格差や女性の非正規雇用割合の高さ」といった課題がある中で、「女性の貧困」が顕在化し」の方がいいのではないか。	A	貧困の基準は、解釈によって様々で、統一したものさしがないので、ご意見のとおり「男女間の賃金格差や女性の非正規雇用割合の高さ」といった課題がある中で、「女性の貧困」が顕在化し」に修正します。
3	P2 「特に佐賀県では、全国を上回るペースで人口減少が進んでおり、高齢化は全国より早く、少子化はやや緩やかに進展しています。」では、「特に」というネガティブな言葉の後に「少子化はやや緩やかに進展しています。」という言葉はなじまない。「特に佐賀県では、全国を上回るペースで人口減少が進んでおり、少子化はやや緩やかに進展しているものの、高齢化は全国より早く進んでいます。」の方がいいのではないか。	A	ご意見を踏まえ、「特に佐賀県では、少子化はやや緩やかですが、高齢化は全国より早く進展しており、全国を上回るペースで人口減少が進んでいます。」に修正します。
4	P2 「さらに、核家族化の進行、共働き世帯の増加、未婚・離婚などによる単身世帯の増加など家族形態の変化や男女の生き方の多様化が進み、ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）やダイバーシティ*（多様性）を重視することが社会的要請となっています。」では、家族形態の変化や男女の生き方の多様化が進んでいるという時代背景と、ワーク・ライフ・バランス、ダイバーシティを重視するという言葉が結び付きにくく、ちぐはぐな印象を受ける。	A	ご意見を踏まえ、わかりやすい表現に修正します。
5	○第1部基本計画に関して ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）はじめ、ことばの説明は、次のページにあるものの、具体的なイメージが持てません。 特に、政府が言っている働き方等は、多様とはいえないと思います。 佐賀県として、どういう働き方をイメージしているのかが知りたいです。 *具体例として提示できないのか？ 働き方のパターンの提示。	A	ご意見を踏まえ、P3の注意書きに次のとおり追加します。「ワーク・ライフ・バランスが実現した社会、すなわち、県民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」
6	P2 すべての人が自分らしくと言った場合、「男女共同参画」であるので、性の二分化は否定できないが、現在の状況（性的マイノリティの存在等）を鑑みれば、そのことに関する表記が必要であると思われます。 関連して、関わり方も男女間とありますが、男男もありますし、女女もあると思います。 *性的マイノリティの関係です。	A	P2の計画策定の趣旨では、「男女共同参画社会の形成は、すべての人々にとって、自分らしく生きることができる、多様性に富んだ豊かで活力のある社会」と表記していますが、重点目標（5）「生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」の具体的な施策において、性的マイノリティを考慮した施策を記載しています。（「④性同一性障害などを理由として、また、男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合などについて、人権教育・啓発活動の促進や、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進めます。」）
7	P5 5 国際的協調 「男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。」の部分 国際化に対応するためには、県内ももっとUDの観点から多言語文化の施策を取り入れていくべき。他言語に対応できる人材の確保が必要。そうでなければ、外国の人のための相談窓口対応や法律相談などへの対応も難しくなる。NPOなどとの連携で多言語に対応できる人材確保、育成が必要ではないのか。	D	ご意見のとおり県においても多文化共生の地域づくりや人材育成の推進が必要と考えており、国際交流協会などの国際交流団体と連携して、多文化共生分野のボランティアの育成などに取り組んでいます。
8	P10（1）社会経済状況の変化①少子・高齢・人口減少社会の進展の部分 男女共同参画に取り組んだ結果、人口減少問題に良い効果があるといえるのか。また、両者に相関関係はあるのか。	B	日本の場合、社会進出した女性は、仕事に加えて家事・育児・介護まで行っていることから、少子化につながるという考えもあります。 よって、基本方向3「女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり」で、今後、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、男性の家事参画などの促進によって、性別役割分担意識を解消し、家庭、社会での男女共同参画が進むことを目指していきます。 時間がかかる施策ではありますが、各市町や関係機関と連携しながら進めていきます。

番号	ご意見の内容	ご意見反映区分※	ご意見への対応
9	女性の委員や管理職の女性の割合が増えていないとのことで、ここ10年あまり成果がでてないみたいで、これまでの10年のやりかたが悪かったのであれば、やり方を変えるべきである。私事であるが周りに離婚した方が2名おり、話を聞くとシングルマザーになって子育てが大変で、また、仕事も大変という人が増えている。だいたい3分の1が離婚するという現状である。男女共同参画については、夫婦をベースに考えていると思うが、離婚をした場合についても考える必要がある。夫婦ともに揃っている場合と、片親の場合で取組が変わってくるのではないかと。離婚を減らすのが第一であるが、万が一、離婚してしまった場合は、夫婦二人いる場合とは違うひとり親への取り組みが必要なのではないだろうか。	D	○県の審議会等女性委員については、第3次計画で目標としてきた「女性委員割合が40%以上」を実現できたものの、管理職や意思決定の場に女性が占める割合は依然として低い状況にあります。そのため、第4次計画では、基本方向3を「佐賀県女性活躍推進計画」と位置づけ、フォーラムやセミナーによる意識改革、新聞等を活用した啓蒙普及など一層、積極的に取り組んでいくこととしています。 ○また、ひとり親家庭や生活に困窮している女性に関しては、今回の改定で、新たに基本方向2を設け、関係課と連携しながら取り組むこととしています。 ○なお、ひとり親の支援計画を母子保健福祉課が中心となって、年度末の策定に向け作業を行っており、当課も、関係課として策定に関わりを持つこととなります。 ○男女共同参画基本計画は、女性の視点から様々な課題を考えるものであり、対象・内容は広くなります。そのため、課題すべてについて具体的に記載していくことは難しいため、素案で示したとおり、方向性を記す等の内容とさせていただきますと思います。
10	P11 ④「一方、非正規雇用者のうち女性が71.2%を占めており、女性の給与水準が男性を100とした場合63.7という経済格差となっています。」では、経済格差は経済全般に関する言葉になるので、ここでは使わない方がいいのではないかと。	A	「一方、非正規雇用者のうち女性が71.2%を占めており、女性の給与水準が男性を100とした場合63.7となっています。」に修正します。
11	P11 ⑤「DVに関しては、県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、ここ数年で低減していますが、平成26年度は1,200件を超えています。しかし、DVに限らず、被害の多くは、依然として潜在化している状況があり、被害者が暴力を受忍せざるを得ない環境に置かれていることが多くあります。」は、「DVに関しては、県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、ここ数年で低減していますが、平成26年度は1,200件を超えている状況です。また、DVに限らず、被害の多くは、依然として潜在化している状況があり、多くの被害者が暴力を受忍せざるを得ない環境に置かれている状況が多くみられます。」がよいのでは。	A	ご意見のとおり「DVに関しては、県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、ここ数年で低減していますが、平成26年度は1,200件を超えている状況です。また、DVに限らず、被害の多くは、依然として潜在化している状況があり、多くの被害者が暴力を受忍せざるを得ない環境に置かれている状況が多くみられます。」に修正します。
12	P12 ①「佐賀県の方が全国より性別役割分担意識に否定的な人の割合が高いです。」→「佐賀県の方が全国より性別役割分担意識に否定的な人の割合が高くなっています。」	A	ご意見のとおり「佐賀県の方が全国より性別役割分担意識に否定的な人の割合が高くなっています。」に修正します。
13	P12 ①「一方、男性は、「反対派」は0.6ポイント減少、「賛成派」も0.5ポイント減少しているが、前回からほとんど変化が見られず、特に男性において性別役割分担意識が根強いことがわかります。」→「根強い状況にあるといえます。」	A	ご意見のとおり「根強い状況にあるといえます。」に修正します。
14	P12 ②「前回調査結果では、大卒以上の希望は、女の子が55.8%、男の子が85.4%と29.6ポイントの開きがあったが、前回調査結果より、女の子と男の子の差は8.4ポイント減少しており、女の子への高学歴志向が高まっているものの、進学目標は男の子より低い状況です。」→「前回調査結果では、大卒以上の希望は、女の子が55.8%、男の子が85.4%と29.6ポイントの開きがある中で、今回の調査で、女の子と男の子との差は8.4ポイント減少しており、女の子への高学歴志向が高まっていますが、依然、男の子より低い状況にあります。」	A	ご意見のとおり「前回調査結果では、大卒以上の希望は、女の子が55.8%、男の子が85.4%と29.6ポイントの開きがある中で、今回の調査で、女の子と男の子との差は8.4ポイント減少しており、女の子への高学歴志向が高まっていますが、依然、男の子より低い状況にあります。」に修正します。
15	P13 ④「配偶者や恋人から「大声でどなられたり、暴言を吐かれた」（精神的暴力）が最も多く、女性23.9%、男性10.3%でした。配偶者や恋人からの暴力を受けた割合は、すべての項目で男性より女性が高くなっています。」→「配偶者や恋人から「大声でどなられたり、暴言を吐かれた」（精神的暴力）が最も多く、女性23.9%、男性10.3%となっており、また、配偶者や恋人からの暴力を受けた割合は、すべての項目で男性より女性が高くなっています。」	A	ご意見のとおり「配偶者や恋人から「大声でどなられたり、暴言を吐かれた」（精神的暴力）が最も多く、女性23.9%、男性10.3%となっており、また、配偶者や恋人からの暴力を受けた割合は、すべての項目で男性より女性が高くなっています。」に修正します。
16	P13 ④「「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口の増設」が68.2%が最も高くなっており」→「「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口の増設」が68.2%と最も高くなっており」	A	ご意見のとおり「「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口の増設」が68.2%と最も高くなっており」に修正します。
17	P15(3) 「一つ目は、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった意識は今なお根強く、特に男性においてその傾向が根強く」→「一つ目は、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった意識は今なお根強く、特に男性においてその傾向が顕著で」	A	ご意見のとおり「「一つ目は、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった意識は今なお根強く、特に男性においてその傾向が顕著で」に修正します。

番号	ご意見の内容	ご意見反映区分※	ご意見への対応
18	P15(3) 「これは、経営者等に、懸念される労働力不足問題や消費者ニーズの多様化への対応として必要であるという、女性活躍の認識を深めてもらうための働きかけが十分ではなかったからといえます。」→「これは、経営者等に、経済分野では、懸念される労働力不足問題や消費者ニーズの多様化への対応といったこと、また、政治、行政分野では、多様な人材の能力の活用等の観点から重要な担い手であるといったことなど、女性活躍の認識を深めてもらうための働きかけが十分ではなかったからといえます。」	A	ご意見のとおり「これは、経営者等に、経済分野では、懸念される労働力不足問題や消費者ニーズの多様化への対応といったこと、また、政治、行政分野では、多様な人材の能力の活用等の観点から重要な担い手であるといったことなど、女性活躍の認識を深めてもらうための働きかけが十分ではなかったからといえます。」に修正します。
19	P9に「佐賀県の動き」が記載されているが上から2番目に、平成13年10月から平成22年まで男女共同参画推進員が各市町に設置されたが、推進員の活動についての記載が何もない。昨年度より始まった女性の活躍推進佐賀県会議のことは入れるのであれば、男女共同参画推進員が設置されてからこれまでの取り組みの結果について、文章を入れてほしい。	A	ご意見のとおり、佐賀県男女共同参画推進員について「佐賀県の動き」に追記します。
20	事前にいただいた資料のP10に、「国際連合の動き」の中の文言に、「国際婦人」、「第一回世界女性会議」の言葉使分けについては、どういった定義で使い分けしているのだろうか。	D	記載している文言については、会議などで用いられた当時の言葉をそのまま引用する形で記載を行っています。
21	P7の基本的な考え方に、女性の活躍推進佐賀県会議とともに記載があるが、女性の活躍推進佐賀県会議とはなんだろうか。	D	少子高齢化が進む中、企業・社会の発展のためには、女性の力は不可欠です。しかし、働いている女性が増えている一方で、女性が自分の希望、持てる能力に基づき、活躍しようとしても、仕事と育児・家事との両立など様々な課題があります。そこで、県内経済団体と県は連携し、女性の働きやすい職場環境、女性の意識改革等の事業に取り組む「女性の活躍推進佐賀県会議」を平成26年1月に設置し、講演、各種セミナー、企業訪問、新聞広報等の事業を実施しています。女性活躍推進法の成立を契機として、県内企業の9割を占める事業主行動計画の策定義務対象外の中小企業に対しても、女性活躍推進が進むよう、佐賀県会議、経済団体、県、県内市町等と連携し、今後も積極的な取り組みを行っていきます。
22	P11 ④「特に出産・子育て期の有業率の落ち込みが小さいです。」は「小さくなっています。」がいいのでは。	A	「特に出産・子育て期の有業率の落ち込みが小さくなっています。」に修正します。
23	基本方向2のタイトルが漠然としており、対象がわからない。「すべての人々」等をいれたほうが伝わる。	C	○基本方向のタイトルについては、男女共同参画基本計画改定ワーキンググループでも議論になり、国の第4次男女共同参画基本計画の「Ⅱ 安全・安心暮らしの実現」がわかりやすいという意見があったので、本計画では「安全・安心に暮らすことができる社会づくり」としました。 ○すべての人々にとって、自分らしく生きることができる、多様性に富んだ豊かで活力のある社会を目指すという意味を込めて、本計画の副題として「すべての人が自分らしく生きるために」としました。
24	P18重点目標(7) P15の総括との整合性を図るため、「固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、政策・方針決定過程への女性の参画促進を引き続き事業所・団体等へ働きかけます。」の後に「また、女性自身の意識・行動改革を進めます。」と追記したほうがよい。	A	各担当課と検討しましたが、個別に策定して計画との整合性を図るため、表記を個別計画の記載と統一します。 「高齢の人」は「高齢者」、「障がい」は「障害」、「子供」は「子ども」と表記します。
25	OP16に関して 学校での教育の必要性は書かれていますが、実際、校長先生をはじめ教職員、学校現場に関わる人たちにどれだけの研修を行えるかだと思います。	B	ご意見のとおり、県の教育委員会や市町教育委員会等と連携しながら、教職員を対象とした研修に取り組みます。
26	○最後に、各課がとりくむようになっていますが、実態をどれだけ把握し、情報交換をおこなっているのか疑問が残ります。策定だけではできず、それをどう実践に結び付けるかが大切だと思います。運動推進の拠点となる場所が分かりませんでした。	B	毎年「男女共同参画の現状と施策」において、計画の進捗状況を把握し、その内容を公表します。また、男女参画・県民協働課が事務局となる「佐賀県男女共同参画推進会議」を通して、男女共同に関する各本部局間の連携強化を図り、施策を着実に推進します。
27	進行管理の部分であるが、PDCAサイクルをもとに見直し施策を進めてほしい。たとえば、子どもの貧困対策推進が打ち込まれたが、計画期間は5カ年という。社会状況等の現状把握、分析をし、PDCAサイクルをもとに短期スパンでも見直しを行い、施策を推進してほしいと考える。	D	ご意見のとおり、本計画がより実効性のあるものとなるよう、毎年、佐賀県男女共同参画推進審議会において、各取組の進捗状況を報告するなど、PDCAサイクル(PLAN計画、DO実行、CHECK評価、ACT改善)に基づき計画の進行管理を行います。
28	当該計画を進めるにあたっては、行政の縦割りではなく、関係各機関と横のつながりを重要視しながら進めていっているのか。	B	男女共同参画という視点から、労働、教育、健康福祉、くらしなど全体の進捗も見ていけるよう第三次計画では4本だった数値目標を12本に増やす工夫をしました。 また、基本計画第4部で示しているとおり、男女共同参画推進会議(知事をトップとする、副知事、教育長以下の会議)を通じて、各本部間の連携の強化を図り、施策を着実に推進します。
29	P20 年次有給休暇の取得率について、年間全く使えていない人が現在6割近いという意味なのか、例えば年間20日取得する権利を持っている人が8日間しか休めていない計算になるのかどちらでしょうか。取得率の定義が一般的に理解されている前提なら問題ないと思いますが、伝わりやすさも大切ではないでしょうか。	A	年次有給休暇の取得率とは、事業所が付与した年次有給休暇日数のうち、労働者が取得した日数の割合のことで、平成27年3月に公表した「平成26年度佐賀県労働条件等実態調査結果概要」によると「平成25年に事業者が付与した年次有給休暇日数(前年からの繰越日数は除く)は、18.0日となっています。そのうち、労働者が取得した日数は7.5日で、取得率は41.7%となった。」と記載されています。 「年次有給休暇取得率(取得日数計/付与日数計×100%)と分かりやすく記載します。

番号	ご意見の内容	ご意見反映区分※	ご意見への対応
30	重点目標が8つというのは多すぎるのではないかと。幼少期からの男女共同参画意識の形成が重要だと思う。	D	男女共同参画という視点から、労働、教育、健康福祉、くらしなど全体の進捗も見ていけるよう第3次計画では4本だった数値目標を12本に増やす工夫をしました。本計画がより実効性のあるものとなるよう、毎年、佐賀県男女共同参画推進審議会において、各取組の進捗状況を報告するなど、PDCAサイクル（PLAN計画、DO実行、CHECK評価、ACT改善）に基づき計画の進行管理を行います。
31	数値目標を掲げていることは非常に良いと思う。しかし、平成26年度のDV講座の受講者が6人であるのを45名に増やすこと、生活支援コーディネーターの配置数を8人から65人に増やすなど、現状が低いながら、32年度までに高い数値を目指すことが記載されているが、どのように数値を設定したのだろうか。	D	DV予防教育等講師養成講座受講者数は、県DV総合対策センターと協議して、県内中学校の半数程度の数は増やしていきたいということで、設定しました。また、生活支援コーディネーター配置数は、県の総合計画2015で、平成30年度までの数値目標として掲げられているもので、本計画では、担当課に確認した上で設定しています。
32	政府の午前中の閣議で決定された国の第4次男女共同参画基本計画では、育児休業取得を2020年までに13%に引上げることや、長時間労働の抑制、指導的立場にある女性を30%というのが掲示されているが、国の数値目標は、県の基本計画の中でも反映されるのか。	D	○基本計画素案P20に、数値目標を基本方向ごとに記載しています。 ○育児休業取得をそのまま掲げる数値目標はありませんが、労働時間やワークライフバランス、働き方に関する目標として、「年次有給休暇の取得率」や「法定以上の仕事と育児の両立支援制度導入事業所数」、「子育て応援宣言事業所登録数」を掲げています。 ○「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%程度にする」という国が掲げてきた目標については、国同様、県内においても実現が難しい状況にあります。国の次期基本計画案では、実態に即し、新たに階層別の数値目標を掲げることとされています。県においては、現基本計画で掲げている数値目標の一つ「市町の審議会における女性委員の割合を30%とする」を第4次計画案でも掲げる等により、政策・方針決定過程への女性の参画の推進を図っていきます。 ○数値目標を含め、毎年度、「男女共同参画の現状と施策」という形で推進状況を把握することとしており、その中で個々の進捗状況を確認していきます。
33	数値目標の児童扶養手当全部支給者の割合について、現況の49%から32年度までの目標が43%に減っており、男女共同参画が繋がる意味合いで記載をされていると思うが、全部支給者の割合が下がるのが男女共同参画に繋がることを重点目標で説明をされているならわかるが、一般的にはわからない方が少ないのではないだろうか。	A	○第4次男女共同参画基本計画(素案)の柱の一つ、重点目標(5)「生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」にかかる数値目標として、福祉施策や就労支援事業により、厳しい状況にある女性が安心して生活できることを目指す指標として関係課と議論し記載したものです。 ○重点目標(5)では、ひとり親家庭に対し、世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな自立支援を関係課との連携のもと、行うこととしております。 ○就労支援が進み、非正規雇用から正規雇用への移行、専門性のある資格取得による高収入が期待できる職種への就業などが進めば、ひとり親家庭の所得向上につながると思えます。 ○児童扶養手当は、18歳までの子どもがいるひとり親家庭の親に対して支給される手当ですが、所得制限により一定額を下回る所得の方には、全額が支給（児童扶養手当全部支給者）されますが、その額を上回る場合は、所得額に応じて段階的に減額（一部支給者・全部支給停止者）されます。児童扶養手当全部支給者の割合が減少することは、ひとり親家庭の所得向上を示すことであるため、この数値目標を掲げました。 ○また、ご意見を踏まえて、わかりやすくするために、数値目標の欄外に注意書きを記載するとともに、重点目標（5）の施策の方向②を「ひとり親家庭に対し、世帯や子供の实情に応じて、生活支援、就労支援や経済的支援などきめ細かな自立支援を行うとともに、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困状況にある子供への教育支援を行います。」に修正します。
34	●表記・表現についての意見 お役所ことばの使用で堅苦しい表現となっています。気になる表現は、校正のほどよろしくお願ひします。 ○お役所言葉の使用で文章が読みづらくなっている。法律用語以外は、「お役所言葉の使用をしない」をこころげると読みやすくなるのではと考える。 いわゆる「お役所言葉」改善の手引き(佐賀県)、カタカナことばお役所言葉見直しの手引き(富良野市)を参考にされて校正をお願いします。 たとえば P1 上から3行目「社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」→「社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに共に責任を担うべき社会」 P3 2計画の構成「総合的かつ計画的に推進するための必要な事項として」→「総合的に計画的に推進するための必要な事項として」 P14 表2-2 協働取組を実施するための留意点 対等な立場と役割分担 2行目の部分「互いに確認しつつ、それぞれが分担する役割にのっとり自主的」→「互いに確認しながら、それぞれが分担する役割に基づいた自主的」 P3 2行目、社会の変化を踏まえながら→参考にしながら、考えながら P37 地域の実態を踏まえながら進めます→参考にしながら、考えながら P4 「協働取組」 分担しつつ→分担しながら P16 2 8つの重点目標 重点目標(1) 2行目 人権を尊重しつつ、一人権を尊重しながら P17 6行 重点目標(4) 生涯を通じた男女の健康支援の部分 人権を尊重しつつ→尊重しながら P4 5計画の基本理念 男女の人権の尊重・・・必要があります。→必要です。 P26 ⑦必要があります。→必要です。	A	法律の条文を引用している部分以外については、ご意見のとおり、わかりやすい表現に修正します。
35	広報活動をどのようになさっているのか。県がアバンセにゆだねているのだろうか。こんないい計画を策定するのであれば、もう少し周知徹底する手立てが必要なのではないか。	D	アバンセに委ねているのは、計画を踏まえた各種事業の実行です。県では、男女共同参画の必要性を県民の方、一人ひとりに理解してもらうため、市町や関係団体の研修会や会合などに出向いて説明するなど、あらゆる機会をとらえて、本計画の広報に努めます。
36	新しい知事への変更に伴い、鳥取に知事がいた頃、鳥取では斬新な男女共同参画の条例ができた。山口知事が知事選に出られたとき、自身も管理職として育休をとったという話をされており、子育てに対して理解のある方だなど、期待感を持たれることを話されていた。今、これから五年間のことを考えていくのであれば、佐賀県が子育てしやすい、住みやすい、働きやすい、パートナーである男性にとっても住みやすいよとアドバルーンとしてあげるには適している時期なのかと思う。夢を持っているようなものを出していただければと思う。	D	ご意見のとおり、県では、「子育てし大県」さが”プロジェクトという子育てに力を入れた施策を今年度から実施しており、地域で活躍する男性を増やすための講座など、男性の意識改革にも取り組んでいます。全ての人が自分らしく豊かに生きることが出来る社会を実現するための施策に今後も取り組んでいきます。
37	性別役割分担意識については全国よりも数字がよかったが、そのことを紹介してほしかった。	D	性別役割分担意識など基本計画に関する主要なデータについては、資料としてP62に掲載しています。また、毎年度作成している「男女共同参画の現状と施策」においても、資料を公表します。

番号	ご意見の内容	ご意見反映区分※	ご意見への対応
38	県内5か所で意見交換会を実施されており、意見の回答についてホームページ上での公表になるとのことだが、パソコンのない人への今回の意見交換会の公表についてはどうするのか。	D	提出されたご意見等の概要及びこれに対する県の考え方等の公表については、県のホームページ以外に、県民総合相談・情報提供窓口及び県政情報閲覧コーナー等において閲覧できるよう情報提供します。
39	佐賀県の男女共同参画推進審議会の名簿20名のうち、ワーキンググループに入っている9名の名前を教えてください。	D	ワーキンググループのメンバーは、審議会の会長の北川会長、草場委員、小林委員、副島委員、田口委員、中西委員、福母委員、山口委員、山崎委員です。
40	重点目標（1）男女共同参画の意識の形成の部分 性別役割分担意識について、賛成する人の割合が男性はH22もH26も数字が変わっていないが、女性は数字が減っている。これは、佐賀県内全域の数字か。	D	平成26年度に実施した「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」において、県内3,000人を各市町の選挙人名簿から抽出し、調査を行っています。
41	男女共同参画センターが1か所の設置しかないが、他県は複数の設置がみられるため、西部地区にも県の出先機関を置いてもらえる、唐津の数値目標の達成に寄与するのではないだろうか。	D	全国的には、都道府県以外に市や区の設置により複数の男女共同参画センターを有している地域もありますが、佐賀県では、各地域に向いて、市町、男女共同参画関係団体等との共催の形で、女性向け起業セミナーや出前講座等を実施し、固定的役割分担意識の解消等、意識啓発に努めているところです。
42	P24 重点目標（2）幼少期からの男女共同参画の意識形成の部分 幼少期からの男女共同参画の意識形成。小さな頃からの教育が大切だと思う。青少年の居場所づくりを行っているが、17～19歳になった子たちの居場所づくりをしても、更生したといっても、数年経つと戻ってしまう。よって、こうしたことが起こらないために幼少期からの教育が一番大切だと思う。	A	ご意見のとおり、幼少期から男女共同参画の視点に立った教育が大切と考えます。そのため、子どもの発達段階に応じた教育を行ってまいります。また、様々な機会を通じて、情報を主体的に収集・判断できる能力の育成に努めます。さらに子どもを教える先生に対しても研修を行ってまいります。
43	P24 重点目標（2）幼少期からの男女共同参画の意識形成の部分 人材教育の原点は、幼少期からの教育だと思う。子どもの自立、体験、家庭の中での協力などが大切と考えており、学校や家庭の中で教育することが大切だと思い活動している。 審議会に参加する各分野の人たちが意識を持って活動することで変わっていくのではないだろうか。	D	審議会の委員をはじめ、男女共同参画推進連携会議の委員、各市町の男女共同参画ネットワークの会員など、様々な方々に、各地区での活動を通じて男女共同参画の意識啓発をしていただけるよう支援してまいります。
44	P24 重点目標（2）幼少期からの男女共同参画の意識形成の部分 性別役割分担意識のH26の数字が出ているが、意外に少なく感じた。若い世代は育児に男性が参加しているの、年代別では差が出てくるかもしれない。また、小学校、中学生だと、性差に関する意識はあまりないが、大きくなるにつれて、性差に関する意識が変化していくのは、家庭の影響が大きい。 各世代への意識啓発は、大切だと思うが、県として、この計画を具体的にどのように普及・啓発、意識の浸透を図っていくのか。	B	学校では性差がないと感じている人が、社会に出て、働き出すと性差を意識することが多いようです。そのため、啓発を重点的に行う場として職場が考えられます。職場では、上司や経営者の影響が大きいので、こうした層に対して重点的に啓発を図ります。職場で変わった意識を家庭内に持ち込むことで家庭の意識啓発も進めていきたいです。 また、年齢が上がるにつれて、介護の問題が出てきますが、介護を女性だけに行わせるのではなく、夫としてどのようにかかわっていくのかというのを男性自身も考えていただくよう啓発に努めます。 地域では、地域の課題を考える中で、現在は男性が中心となって話をしがちですが、そうした場に女性も参加し、男女共同で議論し、男性女性で違った考えがあるということを理解できるような取り組みを進めてまいります。学校では、子どもたちを教育する先生たちにも男女共同参画の視点を持ってもらうため、研修を引き続き行います。 こうした各層、各分野に働きかけを進めることで男女共同参画を進めていくのが今回の計画の狙いと考えています。
45	基本方向1の（2）幼少期からの男女共同参画の意識形成が一番大事。だが、具体的にどのようなことを行っているのかが見えてこない。具体的なものが計画の中に見えてこない。	B	○ご意見のとおり、幼少期からの男女共同参画の視点に立った人権教育やキャリア教育、性に関する指導を行っていくことが重要と考えます。 ○そのため、教育委員会と連携して、学校に向いて、子どもの発達段階に応じた男女共同参画に関する出前講座を行っているところです。また、教職員を対象とした研修会を実施しています。 ○今後も、子どもの頃からの男女共同参画の理解を促進する啓発事業に取り組みます。 ○なお、具体的な取組については、「男女共同参画の現状と施策」で毎年度公表しています。
46	学校等の教育現場は男尊女卑がひどい。男性の隠ぺいが多い。実績評価・実力評価が実施されていない。	D	女性活躍推進法に基づき、学校においても、特定事業主行動計画の策定が義務づけられており、今後、女性の活躍推進にともなう取組等、公表が行われる予定です。
47	重点目標2に記載のある「幼少期からの男女共同参画の意識形成」について、今、アバンセで、紙芝居等の教材をお持ちだと思うが、内容に不足がある気がする。表面ばかりさらっと流したような中身に感じる。我々は、おとしから一年かけて、子どもが直面している問題等取り上げた「けんちゃんのおふふ風船」という紙芝居を作った。主に、放課後児童クラブ等を廻り、子供たちと一緒に一時間程度のワークショップを行っている。また、地域の老人大学等で、子ども達に紹介している内容を老人にも見てもらっている。 県には、幼少期からの意識啓発に資する使いやすい教材作りをお願いしたい。我々も作っていくつもりであるが、県と一緒に実施していきたい。	B	男女共同参画についての正しい意識形成を様々な世代に広げ、地域や学校における意識啓発に活用するため、世代、性別など対象に応じた副読本及び教師用活用手引きを平成23年に作成しました。ご意見の紙芝居は、幼稚園・保育園対象の紙芝居のことですが、県内の大学の先生や、幼稚園の園長等による男女共同参画啓発用資材作成委員会の企画・協力により作成しています。 作成から4年程度経過していますので、今後、ご意見も伺いながら、内容の点検を検討します。
48	男女共同参画について、私たちの子ども時代を考えると、家庭の中での男女参画意識については、意識が固定化されているので、大事なことだと思っても実際の行動になると変えることが出来ない部分がある。逆に考えると幼少期からの子どもたちの意識づくりに力を入れていけば、次世代育成に効果的だと思う。学校教育も大事だが、その親である若い父親・母親への育成をすることで、若い世代の家庭で、取組めないか目を向けてほしい。昔に比べると幼稚園の行事に父親の参加が多くなったなあと感じる。 そういう機会等をとらえ、出前講座のような形で短い時間でも男女共同参画の大切さを伝えることも大事だと思う。	A	ご意見のとおり、男女参画の意識は、幼い時からの家庭や地域の中で形成されると考えます。そのため、子どもとその親を対象としたセミナーを実施しているところです。また、今年度から、地域活動にも目を向ける男性を増やすための取組としてイクメン（地域で活動する男性）推進講座を始めたところです。今後も、機会を捉え、男女共同参画の大切さを伝える講座等を実施してまいります。

番号	ご意見の内容	ご意見反映区分※	ご意見への対応
49	幼少期からの男女共同参画の意識形成については、幼少期から実施していく必要がある。そういった教材・資料作りが不足している現状にあり、そういったものを作成するような機関・組織はあるのだろうか。また、どこにゆだねているのだろうか。	D	○男女共同参画についての正しい意識形成を様々な世代に広げ、地域や学校における意識啓発に活用するため、世代、性別など対象に応じた副読本及び教師用活用手引きを平成23年に県が、県立男女共同参画センターに委託して作成しました。県内の大学の先生や、幼稚園の園長等による男女共同参画啓発用資材作成委員会の企画・協力により作成しています。 ○これらの教材は、必要ときに随時活用できるよう、県ホームページに掲載し、自由にダウンロードいただけるようにしています。
50	幼少期からの教育に伴う教材について、4～5年前にアバンセの方で、委員に委嘱されて小学校高学年や中学、高校生向けの教材を作られたと思う。それについては、今の教育現場では使えないような内容なのだろうか。また、それは教育現場の方へテキストとして配ったのか。ホームページへの掲載だけでは、知らない方も多だろう。積極的に教材があることをお知らせすることを実施してほしい。「ちゃんとしてます」ということをPRした方が良さそう。	D	○ご意見のとおり、男女共同参画についての正しい意識形成を様々な世代に広げ、地域や学校における意識啓発に活用するため、世代、性別など対象に応じた副読本及び教師用活用手引きを平成23年に県が、県立男女共同参画センターに委託して作成しました。作成にあたっては、県内の大学の先生や、幼稚園の園長等による「男女共同参画啓発用資材作成委員会」の企画・検討により作成しています。 ○男女共同参画の理念は普遍的なものなので、今でも使える内容となっています。 ○これらの教材は、必要ときに随時活用できるよう、県ホームページに掲載し、自由にダウンロードいただけるようにしています。 ○教材については、市町教育委員会・教育長会議などの場において、周知・啓発、活用依頼をする他、学校現場において、次年度カリキュラムを検討される時期にあらかじめ、教材の活用を依頼しております。今後も機会あるごとに、教育委員会を通じ、周知を図ります。
51	素案のP25の重点目標2で具体的施策が丁寧に書いてあるが、今まではどうだったのか。また、これからをどうやっていくのかを聞きたい。 各課（学校教育課、教職員課、教育センター、子ども未来課等）の名前が挙げられて、こういうことをするということが具体的な施策に記載されているが、例えば、教職員の指導や育成、幼稚園児の教諭の育成などが記載されているが、こうしたことは、今までもあったのか。 2、3年前に教材プログラム（アバンセの紙芝居など）ができているみたいだが、どのくらい活用されているのか、県の方からも活用するようどのくらい指導されているのか。 具体的に、どの程度学校現場でこれが活用されているのかを知りたい。	D	○今までも、子どもたちの発達段階に応じた教育や、教職員に対する研修を行ってきました。 男女共同参画についての正しい意識形成を様々な世代に広げ、地域や学校における意識啓発に活用するため、世代、性別など対象に応じた副読本及び教師用活用手引きを平成23年に県が、県立男女共同参画センターに委託して作成しました。作成にあたっては、県内の大学の先生や、幼稚園の園長等による「男女共同参画啓発用資材作成委員会」の企画・検討により作成しています。 ○男女共同参画の理念は普遍的なものなので、今でも使える内容となっています。 ○これらの教材は、必要ときに随時活用できるよう、県ホームページに掲載し、自由にダウンロードいただけるようにしています。 ○教材については、市町教育委員会・教育長会議などの場において、周知・啓発、活用依頼をする他、学校現場において、次年度カリキュラムを検討される時期にあらかじめ、教材の活用を依頼しております。今後も機会あるごとに、教育委員会を通じ、周知を図ります。
52	P26 ④「DV家庭で育った子どもは被害者でもあります」次の文章とつながっていない。	A	「④DV家庭で育った子どもの全てが将来DVの当事者になるとは限りませんが、被害者・加害者にDV家庭で育った経験や虐待の被害経験があるケースもあるなど、暴力の世代間連鎖は断ち切り難しいものがあります。」に修正します。
53	P28 ⑤の部分 「県DV総合対策センターを中心に官官連携・官民連携による被害者支援・加害者対策など適切な対応に努めます。」とあるが、「佐賀県DV被害者支援基本計画」（第3次計画）の重点目標（20）でも加害者からの相談対応、加害者更生プログラム等の研究について検討とある。 県各担当課やNPO法人などが連携し、男性相談等の紹介など相談対応を推し進められることを願う。加害者の心理などの研究、加害者更生プログラムの調査研究により、被害者とその子どもの安心安全な暮らしと心のケアに重点を置く施策を展開してほしいと考える。	B	いただいた御意見のとおり、被害者とその子どもが安全安心に暮らせるよう、県DV総合対策センターと協議・連携しながら、国の動向を踏まえ、施策を進めていきます。
54	重点目標（3）男女間のあらゆる暴力の根絶の部分 被害者の安全安心に配慮した支援と書いてあるが、今後は、被害者だけでなく加害者のメンタルケアなど、加害者に対する取組を県が率先してやる必要があると考える。佐賀県の重点目標、今後5年間の活動の中で、加害者に対する対策、支援も入れていただきたい。	B	○加害者の取組に関しては、「佐賀県男女共同参画基本計画」の個別計画である、「佐賀県DV被害者支援基本計画」に記載しています。 ○必要に応じ、佐賀県立男女共同参画センターで行っている男性相談等を紹介することとし、相談員は、加害者からの相談事例の検討や分析等を通じて相談対応の技術を向上させることとしています。 ○また、佐賀県DV総合対策センターは、加害者からの相談への対応や加害者更生プログラム等の開発につながる調査・研究を行うことを検討します。具体的な施策については、国の動向を踏まえ検討します。
55	P30 「⑦社会の複雑化とともにうつ病などの精神疾患の発症が増加していますが、そこには男女とも様々な要因が考えられますが、」→「⑦社会の複雑化とともにうつ病などの精神疾患の発症が増加しており、そこには男女とも様々な要因が考えられますが、」	A	ご意見を踏まえ、「⑦社会の複雑化とともにうつ病などの精神疾患の発症が増加していますが、そこには男女とも様々な要因が考えられます。」とわかりやすい文章に修正します。

番号	ご意見の内容	ご意見反映区分	ご意見への対応
56	<p>禁煙と受動喫煙の危害防止は極めて重要です。 1. (ア) 男性はもちろん、女性の喫煙及び受動喫煙によって、著しい健康被害が生じるため、女性を喫煙及び受動喫煙から守ることを強調していただきたいです。 (イ) 具体的な記述がないので、以下に具体的提案をさせていただきます。 「妊婦・産婦、また若い女性や若い母親の喫煙率は、公表されている喫煙率以上に高いようであり、この喫煙率とともに、ご本人や子ども、家族の健康のために、喫煙への対策が極めて重要です。(男性の喫煙率も重要ではありますが) (2012年に決められた国の「がん対策推進基本計画」及び「健康日本21計画(第二次)」では、喫煙に関わる数値目標として、「妊婦中の喫煙をなくす 50% (2010年)→0%目標 (2014年)」が盛り込まれています。) 「少なくとも妊婦の喫煙制限について、何らかの法的・条例的対策を検討されても良いのではないのでしょうか(台湾では妊婦の喫煙禁止の法があるとのこと)。 「幼少期・思春期からの喫煙と受動喫煙の危害についての教育に加え、乳幼児・保育園・幼稚園の園児の父・母・同居家族に喫煙者が多いと報告され、保育園・幼稚園の前などで喫煙をしている母親などの姿は珍しくないことから、保育園・幼稚園や小中学校を含め、これら保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムが望まれます。 「特定健診やがん検診等の場合は40歳以上であつたりで、より若い20歳前～30歳代・未成年者への禁煙サポートに重点を置いたやり方が求められています。 「禁煙治療の保険適用において、喫煙指数が200以上などの制約があつて、若い世代は適用外になるなど禁煙サポート不備となつていて、この制約の撤廃を、厚労省・中経協に要請していただきたい。(中経協では現在この案が浮上していますが)。 「公共性の高い施設(飲食店を含め)だけでなく、家庭やマイカーでも、受動喫煙の危害から妊産婦を含む女性・子どもを守ることを最優先に、条例制定・法制定により全道禁煙ルールを確立して、順次広げていく必要があります。(分煙は効果がないので義務化せず=盛り込まずに) (受動喫煙は、個人の回避努力やマナーでは防ぎえないのですから、法・条例制定による禁煙ルールで根本的に防止されるべきです。) 「夫の喫煙で非喫煙の妻が肺がんなどで死に至るリスクが高くなるなど、これは乳がんなども医学的に明らかになってきていることから、受動喫煙の危害対策を計って女性の健康支援はあり得ません。 「この受動喫煙の法的対策は、中長期的にも、タバコを吸えない社会環境づくりとして、男女の喫煙率を低減させていく上で極めて有効です。 「3. 2015年6月の厚生労働省の保健医療ビジョン2035提言では、2035年のビジョンを実現するためのアクション(P27) 2035年に目指すべき姿 (4) 「たばこフリー」社会の実現 「喫煙予防への介入は、疾病や死亡のリスクの減少や介入の費用対効果に関する科学的根拠が確立している。WHOは、2040年までに「たばこのない世界」の実現を掲げているが、我が国は、その前倒しを図り、2020年の東京オリンピック開催までに、受動喫煙のない「たばこフリー」オリンピックを実現することを目指す。このため、東京都と連携し、そのための法的整備を速やかに行う。 「また、2035年までの早期に喫煙者自体をゼロに近づけるため、たばこ増税、たばこの広告・パッケージ規制、喫煙者に対する禁煙指導・治療、子ども防煙教育のさらなる促進などのあらゆる手段を講ずる。 「として、本提言をもとに厚生労働省内に実行推進本部が既に設置され、実行可能な短期の施策から着実に実施されつつあることから、これらのビジョンとの連携・運動をより強くお願いします。 「※また、2015/12/22に決定された「がん対策加速化プラン」についても、タバコ対策が強調されているところで、若い時からの取り組みが重要なので、これら計画・プランとの連携・リンクをより強くお願いします。 「また、2014/7/22に閣議決定された「健康・医療戦略」、及び「日本再興戦略」改訂2014(2014/6/24閣議決定)、改訂2015(2015/6/30閣議決定)において、「国民の健康寿命を1歳以上延伸」が2020年までの達成目標として掲げられていることから、上記に述べた喫煙・受動喫煙の危害対策は、中長期的に男女の健康支援となり、健康寿命の延伸に大きく寄与することでしょう。</p>	B	<p>本計画では、P32で「④「第2次佐賀県健康プラン」に基づき、健康づくりを総合的かつ計画的に推進します。」としており、具体的な取組は、第2次佐賀県健康プランで推進していきます。 「なお、第2次佐賀県健康プランでは、「喫煙は、日本人のがん、循環器疾患、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、糖尿病をはじめ多くの疾患の確立した原因であり、成人の喫煙率の低下は、それらの疾患の発症や死亡を短期間に減少させることにつながります。」という基本的考え方のもと、喫煙、受動喫煙が体に与える害に対する普及啓発、妊娠中の喫煙の影響についての啓発、「禁煙・完全分煙認証施設」の拡大、県内すべての中学1年生及び小学6年生への防煙教育の実施などに取組むこととしています。</p>
57	<p>P33 ②「貧困率は女性が高い」とあるが、数値の記載がない。貧困率がわかるのであれば、数値を記載するか、参考資料に図表で示してはどうか。</p>	A	<p>「②貧困等による生活困難者が幅広い層に広がっています。特に、一人暮らしの勤労世代の女性(20～64歳)の3分の1(33.3%)が貧困の状態といわれています。(出典:「阿部彩(2014)「相対的貧困率の動向:2006、2009、2012年」貧困統計ホームページ」)」に修正します。</p>
58	<p>重点目標(5) 施策の方向④ 性的指向や性同一性障害について、人権尊重の観点から教育・啓発等を進めます。について、の意見です。 学校教育の中でも、性的指向や性同一性障害については授業で取り上げられていません。 性別に違和感を持っている子供は、小学校に入る前から、自覚している子供が多いと調査で分かっています。子供達に正しく知る機会をつくっていただきたいです。子供達自身が、分からないまま、ずっと心に抱えたままの状態にさせないで下さい。 また、性的指向についても異性愛についても学ぶ機会がありません。同性を好きになる同性愛についても子供達に教えて下さい。相手の性別に関係なく異性、同性にも向く両性愛もあること、好きになる感情がわからない人の存在もあることを、子供達に教えて下さい。 同性愛への偏見で、自分の性的指向を隠さないといけない人がいることを知っていただきたいです。 性のあり方は一人ひとりそれぞれが持つ、個人の性であることを知識として持つように啓発して下さい。 自分らしく豊かに生きるために、世間の方々への、性的指向や性同一性障害への理解が進むことを切に願っています。</p>	B	<p>平成27年4月に文部科学省から出された「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知を受けて、教育委員会では各学校に対し、教職員の適切な理解を図ることや、支援や相談体制の充実を図ることを指導するとともに、教職員を対象とした研修を計画しています。 「県においては、教育委員会と連携し、性的指向や性同一性障害について、人権尊重の観点から教育・啓発等を進めていきます。</p>
59	<p>概要版を含めてであるが、高齢者、障害者、外国人、子供のことばであるが、法律用語以外での表記を高齢の人、障がいのある人(障がいを持つ人)、など違い分けはできないか。特に、「障害」の部分は福祉分野でも「障がい」、「子供」(P35、P36)は「子ども」と意識して違い分けされているので、その部分の言葉遣いを検討してもらいたい。</p>	A	<p>各担当課と検討しましたが、個別に策定している計画との整合性を図るため、表記を個別計画の記載と統一します。 「「高齢の人」は「高齢者」、「障がい」は「障害」、「子供」は「子ども」と表記します。</p>
60	<p>P37 ②外国人女性の部分 外国人の親を持つ子供への支援の部分であるが、1文が160字以上で長すぎる。原稿用紙約半ページの1文をもっと簡潔にすると読みやすくなるので修正をお願いしたい。他、1文が長文のところも同様。</p>	A	<p>「②日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、法律や制度などについての多言語での情報提供や相談体制の整備、外国人の親を持つ子どもへの支援等について、地域の実態を考慮しながら進めます。」に修正します。また、他の長文についても、読みやすい文章に修正します。</p>

番号	ご意見の内容	ご意見反映区分※	ご意見への対応
61	<p>P33 重点目標（5）生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備の部分 女性の非正規労働者の平均年収は200万円を切っている。男性正社員の約半分と言われている、女性32%、男性も25%と貧困率はあまり変わらないのではないのか。GNP世界第3位の日本。等価可処分所得の中央値の半分の額を「貧困線」と呼ばれており、2012年は122万円だったと言われている。それに満たない世帯の割合は相対的貧困率16.1%。OECDに加盟34カ国の中で第4位。大人一人世帯（母子・父子世帯）に限った貧困率は54.6%。世界でも上位の低水準だったという。 10年のひとり親世帯率は全国で佐賀県は、10番目に高い2.03%と報告されているとの新聞報道もある。（佐賀新聞2015年12.26付）そのデータを含めても県内の貧困率も高いと思われる。ひとり親家庭に限らず、貧困問題を大きく捉えるという視点から考えてみてはどうか。 本素案の副題に「～すべての人が自分らしく豊かに生きるために～」と掲げているのであれば、「女性等が」の表現より「すべての人が」と表現する方がよいのではないのか。男女共同参画素案は、互いに手を取り合いながら、よき社会を形成していくための指針となる。すべての人という言葉に置きかえられないのか。</p>	C	<p>○女性は、妊娠、出産で、約6割が退職しており、働き続けることが困難な状況です。また、非正規雇用者のうち女性が71.2%を占めており、女性の給与水準は男性に比べると低い状況で、女性のほうが、生活上の困難に陥りやすい状況にあります。 ○そのため、このような男女間の格差を改善するための施策を推進していくため「生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」という目標にしています。</p>
62	<p>P34（施策の方向）③の部分「貧困、高齢、障害等困難を抱えた女性が安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れつつ、市町ほか関係機関・団体と連携しながら取組を進めます。」の文章である。 「ユニバーサルデザインの考え方を取り入れつつ」とあるが、ユニバーサルデザインの考え方だとすると、対象者は「すべての人」になるのではないのか？「女性」に限らず、「すべての人」と置き換えられないのか。取組についても抽象的表現に留まっている。ユニバーサルデザインには、ハード整備とソフト事業が考えられる。具体的にどのような施策を進めていくのかが見えてこない。貧困対策推進であるならば、①生活支援、②就労支援、③経済的支援、④教育の支援があげられるが、具体的施策を体系化してほしい。また、考え方としては、「ユニバーサルデザイン」と「バリアフリー（こころのバリアフリーを含む）」を混同しないでほしい。施策の方向性、「種類、思想・発想、普及スタイル、対象者」に整理して、ユニバーサルデザインとバリアフリーのハード整備、ソフト整備を打ち出してほしいと考える。いずれにしても「こころのやさしさ・おもしろい」のある施策推進をお願いしたい。</p>	A	<p>ご意見のとおり、「ユニバーサルデザインの考え方を取り入れつつ」とすると、対象者は「すべての人」になるので、「貧困、高齢、障害等困難を抱えた女性が安心して生活できるよう、市町ほか関係機関・団体と連携しながら取組を進めます。」に修正します。 女性は、妊娠、出産で、約6割が退職しており、働き続けることが困難な状況です。また、非正規雇用者のうち女性が71.2%を占めており、女性の給与水準は男性に比べると低い状況で、女性のほうが、生活上の困難に陥りやすい状況にあります。 そのため、このような男女間の格差を改善するための施策を推進していくため「生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」という目標にしています。 具体的施策は、毎年度作成している「男女共同参画の現状と施策」で公表します。</p>
63	<p>P33 重点目標（5）生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備の部分 生活に困難を抱える女性が安心して暮らせる環境整備とあるが、男性にも生活困窮者がいると思う。</p>	D	<p>女性は、妊娠、出産で、約6割が退職しており、働き続けることが困難な状況です。また、非正規雇用者のうち女性が71.2%を占めており、女性の給与水準は男性に比べると低い状況で、女性のほうが、生活上の困難に陥りやすい状況にあります。 そのため、このような男女間の格差を改善するための施策を推進していくため「生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」という目標にしています。</p>
64	<p>重点目標（5）の部分 重点目標（5）のタイトルが「生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」となっているが、具体的な施策のところでは女性に対するというよりも、従来と同じひとり親家庭や、生活困窮者への支援などになっている。「女性等」という言葉を特別に入れられたのであれば、施策の中に女性に特化した形で入っているといいかなと思った。</p>	D	<p>生活困窮の女性は、相談窓口までたどり着いていない方が多く、女性総合相談の中で拾って、生活困窮の窓口へつないでいるのが現状です。そのため、そうした女性方の生活状況等を考慮し、基本方向に反映させています。</p>
65	<p>今回の基本計画で評価しているのは、重点目標(5)の「生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」を盛り込んでくれたところ。生活困窮者が増えているのを実感している。その大部分が、母子家庭を占めている現状を感じていたため、その状況を改善する施策を推進してくれるのはいいことだ。</p>	D	<p>ご意見のとおり、男女共同参画の視点に立ち、困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる環境整備を進めます。</p>
66	<p>貧困の問題が、女性の生活困窮者という形で計画の中に導入されたが、子どもの貧困は6人に一人と言われており、日本の将来に関わる問題である。そのため、子どもの貧困も含めて計画内で言及してほしい。</p>	A	<p>ご意見のとおり、子どもの貧困は日本の将来に関わる問題なので、「重点目標(5)生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」の現状と課題について、子どもの貧困対策の必要性に言及しています。具体的には、「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、全庁的な取組を推進します。</p>
67	<p>LGBTについて、今まで表に出てこなかった声が目立ってきている。計画の中に、性同一性障害としての記載しかない。これではLGBT全部が含まれないので、性的マイノリティを含めた表現が必要なのではないだろうか。</p>	C	<p>LGBTとは、女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、性同一性障害を含む性別越境者など（transgender）の人々を意味する頭字語ですが、このLGBTという用語は、様々な解釈があり普遍的な定義は現在、確立されていません。同じく「性的マイノリティ」も同様に様々な解釈があります。このため、本計画では、国の基本計画を参考に、「性同一性障害」、「性的指向」と記載しています。LGBTについては、社会情勢の変化に応じて検討します。</p>

番号	ご意見の内容	ご意見反映区分※	ご意見への対応
68	<p>P17の重点目標（５）のところに「生活に困窮を抱えた女性などが」と記載されているが、今の時代は、女性だけでなく男性も非正規雇用等で該当することがあるため、他の並びとともに、男性についても記載すべきではないか。</p> <p>女性の方のウェイトが本計画には大きいのではないかと思うので、男性よりも女性の方を先に出す等の配慮があればよいと感じた。</p> <p>日常生活の中で、女性の意識も変わらないといけないと感じる。ウェイトが多い男性に目を向けられていると思うが、女性の意識改革も重要。</p>	C	<p>○基本的には、男女共同参画の視点に立つということで、男性、女性ともに記載するようにはしていますが、高齢者女性の貧困やひとり親女性の貧困等の顕在化している最近の状況に配慮し素案内容の表現としています。</p> <p>○ご意見のとおり、男性の意識改革とともに、女性の意識改革が必要です。そのため、「重点目標（７）政策・方針決定過程への女性の参画の推進」の施策の方向において女性自身の意識・行動変革を図っていくこととしています。</p>
69	<p>P40 ②「男性経営者等の理解を促進し」 P42 ③「男性経営者等の理解促進など」</p> <p>男性を強調する意味は？女性経営者も含め「経営者等の理解促進など」でよいのではないかと？P42④では、「男女を問わず、「男性優位」の意識が残っており、経営者側の」という表現になっている。</p>	A	<p>P40 ②「経営者等の理解を促進し」、P42 ③「経営者等の理解促進など」に修正します。</p>
70	<p>P39 基本方向３女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくりの部分</p> <p>「女性自身の意識行動改革が必要」と書いてあるが、女性だけでなく、女性を巡る周囲の意識の変化が不可欠。</p> <p>基本方向３に「女性が活躍し」とあるが、女性「が」と対象を限定するのではなく、女性が生活する上で必ず関わってくる男性を踏まえた表現が必要なのではないだろうか。</p> <p>基本方向３に記載のある女性活躍推進法の中で、「女性が」という記述が多すぎる気がする。男女共同参画を進めるためには、女性だけでなく男性が協力しないと成立しないと思う</p>	D	<p>○ご意見のとおり、女性だけでなく、男性の意識改革が重要と考えます。そのため、「重点目標（６）女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革の現状と課題」で、女性の活躍の必要性、男性の意識改革について基本的な考え方を整理しています。</p> <p>○具体的には、佐賀の男ディ事業を実施し、男性を対象にした意識改革にも取り組んでいきます。</p> <p>○女性「が」という部分については、男女共同参画を基本ベースと考えています。しかし、現実問題として、議会議員や農業委員などの女性割合の数字を見ると、「男女が共に」という段階まで至っていません。また、国も女性の管理職を３０％といった目標を立てていますが、まだまだ「共に」というところまで行っていない状況を踏まえ、「女性が」と記載しています。</p>
71	<p>P39 重点目標（６）女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革の部分</p> <p>「男性の意識改革が必要」とあるが、女性の意識改革も必要。</p>	A	<p>ご意見のとおり、男性の意識改革とともに、女性の意識改革が必要です。そのため、「重点目標（７）政策・方針決定過程への女性の参画の推進」の施策の方向において「女性自身の意識・行動変革を図っていきます。」としています。</p>
72	<p>男性の意識改革について基本方向３の重点目標（６）に記載されていますが、重点目標の（１）のところでも、男性の意識改革に資する具体的な取組というのを、別に考えているのでしょうか。</p> <p>男性の意識改革の内容は女性の活躍推進のところだけでなく男女共同参画の意識の形成の部分でも、男性に特化したセミナーの開催というのがより重要だと考えます。</p>	A	<p>男性の意識改革について、重点目標（６）だけでなく、重点目標（１）でも位置付けるべきではないかという点については、県としても男女共同参画の意識の形成が一番大事であり、基盤の部分と思っております。基本計画全体を通して、根底にあるのは男女共同参画の意識の形成です。現在、男性向けの育児講座を行っているところですが、男性の年代によって生じる課題は違いますので、今後、年代に応じたセミナーを開催し、更に男性の意識改革に取り組みます。今年度は地域で活躍する男性「イクメン」を増やすための取り組みを新たに始めているところです。</p>
73	<p>P39 重点目標（６）女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革の部分</p> <p>地域婦人会連絡協議会は、昔から続いてきた女性自身が意識を変えていける組織であるが、存続の危機に瀕している。婦人会を組織し、充実化を図れば、女性だけでなく男性の意識の変革にもつながっていくのではないかと。また、災害時の体制づくり等では、女性ならではの支援ができるため、組織が一つあれば対応ができていくのではないかと。個人の力では対応ができないので、行政の力でなんとかならないだろうか。</p>	A	<p>ご意見のとおり、地域婦人会をはじめとするCSOの活動の活性化や、防災・減災については、基本計画の重点目標（１）や重点目標（８）において取り組むべき施策として記載しています。</p>
74	<p>男性の行動変革については、一番に行ってほしい。離婚の原因はここにあると思う。</p>	A	<p>ご意見のとおり、男性の意識改革を進め、性別役割分担意識を解消し、家庭、社会での男女共同参画が進むことを目指していきます。</p>
75	<p>「時代」という観点からの記載が薄いと感じた。先日、日本創世会議が出したデータによると、佐賀県内にも今後消滅する可能性のある自治体がでてきた。その背景には、若い女性が都市部に出ていく実態が原因と寄せられておりました。ご存じのとおり、「２０２５年問題」という、爆発的な介護の要望が都市部を中心に起こっている。頼りになるのは、地方の女性や、外国人労働者と言われている。</p> <p>また、東京オリンピック開催において、それまでに様々な施設や、公共の社会保障で地方からの人材が求められることは、普通に考えられることである。</p> <p>そこで、「女性が佐賀県にいてもらう環境をつくるのが大事である」という視点を入れてほしい。幼少期への男女共同参画の教育も大事であるが、東京オリンピックまでの五年間において、早急に若い女性（高校生・大学生、短大生）達に地元で暮らすメリットについて教育を行って欲しい。また、企業にも県内女性の積極的な登用をして欲しいという働きかけをお願いしたい。</p> <p>県内の女性に頑張ってもらいたいというご意見はもともとだが、県内女性そのものが減ってしまえば、「活力ある佐賀県」、「元気のある佐賀の女性」は実現しないだろう。そこで、この五年間で起こりうることについて盛り込んでいただければと思う。</p>	A	<p>「女性が佐賀県にいてもらう環境をつくるのが大事である」という観点は、重点目標6「女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革」で、盛り込んでいる内容です。</p> <p>具体的には、事業拠点であるアバンセと協働で若い世代に向けた啓発事業に取り組みます。また、企業への働きかけは、「女性の活躍推進佐賀県会議」とともに、経営者へ女性の登用の必要性について働きかけを行っていきます。</p> <p>なお、平成27年9月に策定された「佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口減少に対応した地域の活力を維持するために、時代と向き合う地域をつくる必要があるとの観点から、すべての女性が自分らしく、個性と能力を発揮できる社会づくりを目指し、自分の能力を発揮したいと願う女性をしっかりと支援し、女性の活躍推進を図るということが基本方向に盛り込まれています。</p>

番号	ご意見の内容	ご意見反映区分※	ご意見への対応
76	概要の中ではあまり触れられてなかったが、P40に育児介護をされている方の女性離職が多いと記載があるが、今、男性の介護離職が増えている。これは女性の活躍のところで書かれている事ではあると思うが、これについてはどのような記載を行っているのだろうか。固定的性別役割分担意識が根強い一方で、現在男性の介護離職が多くなっており、その方たちが生活困窮者へとになっていく背景があるので、女性だけの問題ではなくなっている。	D	○介護離職の状況を見ると、介護により離職する人の割合は、女性が8割・男性が2割という状況です。女性・男性ともに、介護で離職を余儀なくされる事例をできるだけ減らすことができるよう、ワークライフ・バランスの推進、多様な働き方を目指す「働き方改革」が一層重要になってくると考え、P40(具体的な施策⑤)、P46～51「重点目標(8)仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり」に現状、取り組みについて記載しています。 ○また介護離職、生活困窮に関しては、生活自立支援や地域福祉計画に密接に関連するため、関係課に対し、いただいた御意見をお伝えします。 ○また、素案の内容については、副題にあるとおり「すべての人が」ということで表現をしています。
77	P20 福岡県の素案を読みますと、県内事業所の管理職目標に加え、県の管理職に占める女性の割合目標や県警に占める女性警察官の割合目標、県の審議会等委員に占める女性の割合目標など掲げられています。もちろん、重点目標や具体的な施策が県によって違うのと、県民向けであることは理解はできるのですが、県の計画であることと、週休2日制が国・県・市町が先導し民間に波及したことを考えれば、まずは県が自らの目標を掲げることが大切ではないでしょうか。	B	現在、県においては、女性活躍に関する課題や問題点の洗い出し、女性管理職を増やすための方策、数値目標などを担当課において検討されているところあり、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画は、今年3月末までに公表される予定です。そのため、男女共同参画基本計画の個別計画である「佐賀県職員男女共同参画推進行動計画」（28年度改定予定）に県の特定事業主行動計画の数値目標を反映させる予定です。
78	P46 重点目標（8）仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくりの部分 ワーク・ライフ・バランスの実現は、進めていただきたい。また、子育てに取り組む若年世代へは、多様化する子育て状況に対応できるようワーク・ライフ・バランスについて周知してほしい。	A	ご意見のとおり、仕事と家庭・地域生活のバランスのとれたライフスタイルが実現できるように、子育てや介護に対する相談体制の整備と情報提供等の支援を行うとともに、働きやすい環境づくりを進めます。
79	P46 重点目標（8）現状と課題の④の部分 佐賀県では病後児保育の整備はどうなんだろうか。40度以上の熱が出るようであれば、父母を呼び出している状況であり、今の体制は十分でない。	B	病児・病後児保育については、平成28年1月現在、県内7市町に11か所設置されています。事業の実施主体である市町の取組が進み、県内の施設が充実するよう、引き続き市町に対して支援を行ってまいります。 また、仕事と育児の両立ができるよう、事業所に対して、職場環境の整備を促進するよう啓発してまいります。
80	「2025年問題」では、我々が高齢者になる世代となる。男性の介護者が増えていることについて、介護を社会の問題としてとらえ、男女共同参画で力を合わせ、介護を乗り切るというような記載がほしかった。	A	重点目標8「仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり」において、介護の現状と課題に触れています。仕事と家庭・地域生活のバランスの取れたライフスタイルが実現した社会は、男女共同参画社会の実現した社会でもあるため、子育てや介護の支援の充実を図るとともに、特に男性が育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくりを進めていきます。また、ご意見のとおり、男性の介護者は増えていますが、家族の介護に入る世代は、性別役割分担意識が根強い年代です。このため、今後、男女共同参画で力を合わせ、介護を乗り切るために、今後の家族の在り方、男性の生き方も含めた、男性に対する啓発も含めた介護に関する講座（ケアメン講座）を開催してまいります。
81	今回、男女共同参画の仕事の両立支援の中で、放課後児童クラブ、学童保育の充実等ずいぶん、佐賀県にはがんばってもらっているが、今年度より始まった「新子ども子育て制度」が市町村事業となり、県の役割が見えづらくなってきている。素案P48の⑧に小1の壁・小4の壁の解消についての記載がある。もう一つ、県・全国的な問題として児童クラブの質の壁がある。子どもが行きたがらない児童クラブが多くあり、受け入れはできるが、クラブの内容が伴わないために、働いている親が預けたいと思っても、「お利口さんになっているからクラブやめさせて」という子どもたちが出てきている。その解消にむけて新しい支援員制度に伴う研修生（一期生）を200名程度排出したが、賃金・年収100未満の方が多く中で、国も県もたくさんの処遇改善の予算を計上しているにも関わらず予算を取れていない市町村が多い。非常に偏った世代の人たちが、扶養の範囲の中で働いているが、業務のボリュームが増え、求められているものが増え、内容が伴っていない。過渡期が今年からの五年で始まったのだが、県の男女共同参画の中での後押しがないと、国が担保した補助金のお金が使えないため、計画の中に盛り込んでほしい。高学年の受け入れも大事だが、クラブの内容的な充実が女性の活躍への一つ大きなキーワードとなるところを記載してほしい。	B	ご意見のとおり、放課後児童クラブを含めた子育て支援の充実、女性の活躍推進には欠かせない施策です。また、女性の活躍が進むことにより、女性だけでなく、男性にとっても仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながるため、引き続き、子育て支援の充実を図ってまいります。 放課後児童クラブに関しては、ご意見のとおり、待機児童の解消のほか、質の向上も重要と考えていますので、県において放課後児童支援員を養成する認定資格研修を実施するとともに、平成27年度から新たに始まった放課後児童支援員等の処遇改善に係る補助事業等について、引き続き、市町に対して事業実施の働きかけを行い、放課後児童クラブの質の向上が図られるよう取り組んでまいります。
82	男性労働者の育児休業取得促進について、計画の素案を拝見した。一つ、平成27年3月末で、9件の申請があったと記載がある。子育てパパの応援企業奨励金についての文面がある。いろんな企業があるが男性の育児休業取得が非常に少なく、取れる現状にない。企業であっても、公的機関であっても育児休業を取れないのが現状である。現実的には年休・育児休業について取りづらい現状であるので、その原因を考えてほしい。スウェーデンの例を挙げると、男性が育児休業を60日とってよいと定められている。8歳までのお子さんの成長の中ですべてよいと規定がある。この60日は、妻が割り込んではいないと規定されている。男性が取らなかった場合は、残りの日数は自然消滅する。日本の現状では男性が60日の育児休業をとるのは、無理かもしれないが、日数を減らしてでも育児休業をとれるような具体的な日数を示せば、男性の育児休業が取れるようになるのではないかと。男性も育児休業がとれるような具体策を考えていけばいいのかなと思う。	A	ご意見のとおり、男性の育児休業は、制度があっても取得が難しい状況です。男性の育児休業が進まない理由として、子育て世代の男性の長時間労働が指摘されています。また、子どもが生まれてから1歳6か月になるまでの間に、育児休業を利用しなかった男性は、「職場に男性の育児休業取得に対する理解があれば」「休暇が取りやすい職場であれば」「上司の理解が得られれば」取得していたと回答しています。（平成26年5月内閣府「ワーク・ライフ・バランスに関する個人・企業調査報告書」） 男性も女性も働きやすく、多様な人材が能力を発揮しやすい環境を実現することが、事業所や経済社会の活性化に繋がることを男女共同参画出前講座などを通じた啓発事業や、「子育てパパの応援企業奨励金」、「パパママ“ファイティン”サポート事業」などにより、仕事と家庭の両立支援が可能な職場環境を整備に取り組んでいきます。

番号	ご意見の内容	ご意見反映区分※	ご意見への対応
83	<p>武雄市では、全児童の3割以上の子が放課後児童クラブを利用しているが、その中でよく聞くのは、ADHDやアスペルガーなど（障害とまでは言えないのかもしれない）を持つ保護者の話や男性が家事に参加せずに女性だけで育児をしているといった話もよく聞く。このような実態の中で、果たして男女それぞれの役割は何だろうか。</p> <p>例えば、22ページで数値目標が上がっているが、365日対応できる障害者窓口を整備するといったような、障害者とはみなされないような子たちの子育てを行っているお母さんたちの相談は第4次計画の中で対応されているのか伺いたい。</p>	D	<p>本計画においては、重点目標(8)「仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり」の具体的施策②において、男女の多様なライフスタイルに対応した子育て・介護に対する相談体制の整備と情報提供等の支援を行うこととしています。</p> <p>また、ADHDやアスペルガー症候群などの発達障害児に関する相談については、別途策定している『第3次佐賀県障害者プラン』に基づき相談支援体制の充実を図ることとしており、佐賀県発達障害者支援センターや発達障害児専門相談窓口（県内7か所）を設置して相談に応じています。</p>
84	<p>事前にいただいている資料のP51の22番に記載のある、職員課の職場復帰の事業は具体的にどういったものか。</p>	D	<p>取組みとしては、育児休業中の職員を対象とした「井戸端会議」を開催し、庁内の情報提供を行ったり、育児や復職に関する職員相互の不安を共有する場を設けています。このような取組の中から出てきた育休取得者の声を踏まえ、短時間勤務等の制度化が行われました。また、自宅で育児等の時間の合間に、庁内のイントラを見ることができる仕組みも取り入れています。</p>
85	<p>介護での離職に関しては、自立支援等の介護との連携をされるとの話が合ったのだが、横の繋がりについては、今後どういったものがでてくるのか。</p>	D	<p>男女共同参画基本計画の策定については、介護・高齢者担当やワーク・ライフ・バランス推進担当などの関係課とともに、協議をしながら策定を進めてきました。策定後についても、関係課に対し進捗状況の確認や必要に応じた取組の検討など関係課と連携しながら進めていきます。</p>